

令和3年1月18日

スポーツ少年団 各位

日立市スポーツ少年団本部
本部長 鈴木 孝子
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴うスポーツ少年団活動の休止期間延長について
(通知)

日頃より、スポーツ少年団活動の育成におかれましては、特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が全国的に猛威を振るい、茨城県においても100名を超える感染者が確認されることとなり、県独自の緊急事態宣言を令和3年1月18日から2月7日までの期間において発令することとなりました。

これを受け日立市は、1月20日までとしていた公共スポーツ施設の休館や学校開放事業の休止について、同期間に延長することといたしました。

つきましては、スポーツ少年団活動についても、下記のとおり休止期間を延長いたしますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 期 間 1月18日(月)～2月7日(日)
※延長になることがあります
- 2 内 容 スポーツ少年団における全ての活動を休止とします。
- 3 参 考
 - (1) 上記期間において、下記施設が使用できません。
 - ・公共スポーツ施設(行政管轄施設)は屋内外問わず休館
 - ・学校施設開放(校庭、体育館、武道場等)は休止
 - (2) 今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、外出自粛要請等(活動中止)の期間が変更になることがあります。

【問合せ】〒316-0034 日立市東成沢町2-15-1
公益財団法人日立市体育協会内
日立市スポーツ少年団本部(担当:増尾)
TEL: 0294-36-6661 FAX: 0294-36-6663
MAIL: hitachi-jsc@hasa.or.jp

以 上